

中小企業振興会議の役割再考 —基礎自治体の中小企業政策のこれから—

鈴木 誠
(愛知大学)
(地域政策学部教授)



中小企業振興会議（以下、振興会議）とは、地方自治体が制定する中小企業振興基本条例（今日では中小企業・小規模企業振興基本条例）の実効性を担保するための有識者会議のことである。条例上に設置のない自治体もあるし、名称も産業振興会議、地域経済円卓会議など様々である。私は複数の基礎自治体で中小企業の振興を図るために理念型条例を制定する仕事に携わり、条例制定後は中小企業振興策を企画・実行・検証するため、中小企業振興会議の運営に携わっている。以下、2017年に同条例を施行したA市と、2015年に地域産業の総合振興条例を施行したB市での経験をもとに、これからの基礎自治体の中小企業政策の方向性について考えてみたい。

A市はトヨタ系の大企業や中小企業が集積する地方工業都市である。2023年度（単年度）の財政力指数は1.294（3ヵ年平均は1.249）で地方交付税交付金の不交付団体である。財政が豊かなA市ではあるが、2017年に中小企業振興基本条例を制定し中小企業振興会議を設置した。第1回振興会議は、条例制定の動機であった大企業と地元中小企業との格差問題に話題の中心が置かれた。中小企業経営者の指摘は、大企業に比べ資金調達が困難であることや、新卒・中途・期間工・派遣・管理職・監督者などあらゆる人材が不足し、製品の販路開拓も難しく、特に卸小売業では売上減少が顕著であることに話題が集中した。中小企業の従業員からは大企業に比べ給与が低く、福利厚生制度や施設の水準も低いこと、そのため人材の確保は恒常に難しく、離職を促す要因にもなっているとの指摘が続いた。所謂、大企業と中小企業との格差問題、二重構造問題の存在と打開が、国はもとよりA市においても最大の中小企業振興策であると指摘された。その後の振興会議でも、この格差問題を解決しない限り、創業や事業承継、若者の勤労観や職業観の育成、女性の雇用拡大等は難しい、といった指摘が続いたようだ。

振興会議の協議内容に変化が起きはじめたのは、2020年4月新型コロナ感染症による緊急事態宣言が発令され、労働・インフラ・消費・運輸・介護・理容・医療等の停滞が企業規模を超

えて生じるとともに、その影響が多くの市民生活に及び、中小企業政策の対象や方法が問い合わせ始めたころである。A市では、格差問題は認めつつも、条例に謳う施策の基本方針「施策の策定に当たっては中小企業者、中小企業団体、市民の意見を聴取し、中小企業の実態を把握」し、当面のコロナ対策と将来に向けた中小企業振興策を探り着手した。中小企業コンシェルジュの積極的活用は、その方法のひとつである。A市では、中小企業の実態把握のひとつとして大手企業を退職した人材を中小企業コンシェルジュとして採用し、企業訪問を通じて支援ニーズの把握、経営課題の相談受付、支援制度の開発・紹介を展開してきた。その調査や実践の成果が振興会議の重要な審議内容のひとつに挙げられるようになる。

例えば、コンシェルジュによる2022年から23年の企業訪問で、人材の確保と育成がA市の従業員数5人から19人程の企業にとって喫緊の共通課題であることが判明したことを契機に、中小企業求人情報発信支援事業補助金を活用した企業を訪問し、市の求人サイト補助金の効果を検証するとともに要望を聞き出し、より効果的な求人に繋がる方向へと支援内容変更の提案が市や振興会議に出された。具体的には、①採用難で業務停止による経営危機、機会損失を発生させる企業が増える可能性は非常に高いことを踏まえ、②市が定めた大手求人サイト以外に、支援要望の多い中小/職種特化型サイトとともに成功報酬型契約にも補助金の適用範囲を拡大することが重要。③さらに求人サイトやハローワークへの人材募集に際して、自社の正確な理解を促し、自社で働く意義をアピールする方法を改善し採用力を強化して、定着率改善に繋げることが急務、などが提案され支援方法の見直しに繋げることができた。

企業の自助努力も進む。A市では地元の高校生とその父母、高校と地元中小企業とのマッチングを図るため「高校生向け企業合同説明会」を続けている。振興会議で同説明会を検証したことが契機となり、振興会議委員の企業が自社の従業員を母校に派遣し、新卒採用に繋げるなどの成果も生み出せるようになった。さらに、振興会議では、A市内の大企業で働く期間工や派遣社員が、ある年齢になると高い給与や充実した福利厚生よりも正規雇用による生活の安定を優先して中小企業への求職活動を活発化させることを把握し要因の検証も行った。そこで現在は、正規雇用の年齢条件の引き上げは中小企業の役割であるものの、正規雇用後の市内定住は行政にとってメリットが大きいことから、福利厚生などの格差是正は、行政が地域の異業種企業や市民・ボランティアの協力も得て実現する重要性を確認し、地域と協働で具体的な仕組みや支援策の検討に着手しつつある。

知財特許に詳しいコンシェルジュの発案で開放特許を活用した中小企業支援策の検討もはじめている。中小企業が所有する固有技術と大企業の開放特許をマッチングし、新製品の開発に繋げ、懸案の販路開拓・需要拡大を後押しする施策である。条例制定直後の2017年からコロナ禍の20年までは人材確保と育成の比率が高かったが、2022年には販路拡大・新製品開発な

ど売り上げの拡大が施策需要を高めつつある。そこで、地元で潤滑剤の開発とその製造技術をもつ中小企業に対して、大企業の超撥水素材とコーティング技術を組み合わせることで、他社にはない超撥水コーティング剤の製品化の条件を探る検討が始まった。さらに、地元の総菜開発・製造技術をもつ中小企業に対して、大手食品関連企業の機能性食品素材を添加物として提供し、福祉施設向け健康食材や新食感の総菜製品化の道も検討を始めている。開放特許の活用・製品化は、アイデア出し、試作品製作、市場の評価等も頻繁に行う必要がある。そう考えて市や専門機関の継続的支援体制の整備を振興会議では求めている。

スタートアップ企業の創業支援は国が音頭をとり地方創生戦略を含め全国の自治体が展開中である。国がスタートアップ・エコシステム拠点都市で認定した拠点形成計画に登場するスタートアップは、起業後いち早く成長してユニコーン企業を目標に掲げ、さらにその先にグローバルなビッグテック企業へと成長しようとする企業であろう。

しかし、A市では市内の中小企業の課題解決のために最適なスタートアップ企業の製品や技術、サービスを接続する支援に力点を置いている。したがって、スタートアップ支援は市内中小企業の自律的な成長の手段と位置付けている。中山間地域に位置するB市の場合も、過疎化や高齢化が加速する地域社会の広がりの中で、増大傾向にある買い物弱者や交通弱者を減らすという地域課題の解決にスタートアップ企業を繋げ、地元企業と協働して持続的な「小さな社会経済圏」の実現を振興会議の目標に据えている。

振興会議を立ち上げ運営する中で実感できたことがある。基礎自治体主導の中小企業政策では、観念的に二重構造問題の打開策を羅列し、グローバル経済への協調型イノベーション戦略をかけ補助金を呼び水として政策を展開することよりも、市内中小企業の課題と地域住民生活の課題を一体的に捉え、地域課題の解決が中小企業の成長に繋がることを認識し、取り組むことのほうが重要であるという点である。そのために理念型条例を制定し、施策の基本方針を立て、振興会議という舞台で市民・事業者・専門家・行政が協働して、まちづくり・地域づくりを推進する仕組みとして中小企業政策を組み立て実践することが、今後の基礎自治体の中小企業政策・地域産業政策としては重要であろう。

2025年に団塊世代が後期高齢者に突入する頃から、家族を介護しながら働くビジネスケラーが急増する。介護のために離職をせずに働ける支援体制づくりも、振興会議のテーマにしたい。子どもたちの好奇心をかきたて、創業機運を高めていける創業教育も重要な課題である。日々の地域社会や地域経済を見据えながら振興会議を運営することは大変であるが、未来を展望する有意義な仕事であると実感する日々もある。

(参考文献、長山宗広・遠山恭司・山本篤民・許伸江 (2024)『地域とつながる中小企業論』有斐閣)